

05

第 5 章

三次市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

05-01

基本的事項

（ 1 ） 計画の目的

近年、地球温暖化の影響と考えられる災害等の規模は深刻さを増しています。この状況を受けて、国は「令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする（カーボンニュートラル）」と宣言し、その通過点として「令和 12（2030）年度には平成 25（2013）年度比 46%削減する。」という目標を立てています。

三次市においても、市民や地域、事業者のみなさん、そして行政がそれぞれの役割のもとで協力し合い、連携して CO₂の削減に取り組むものです。

（ 2 ） 位置づけ

この計画は、地球温暖化対策推進法（以下、「温対法」といいます。）に基づくものです。

また、「第3次三次市総合計画」や「三次市地域再生可能エネルギー導入戦略」など、関連する他の計画と整合を図りながら進めます。

（ 3 ） 対象範囲

この計画は三次市の区域全体を対象とします。また、対象とする温室効果ガスは、温対法に定められた温室効果ガスのうち、日本における排出割合の9割以上を占める CO₂を対象とします。

（ 4 ） 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間です。

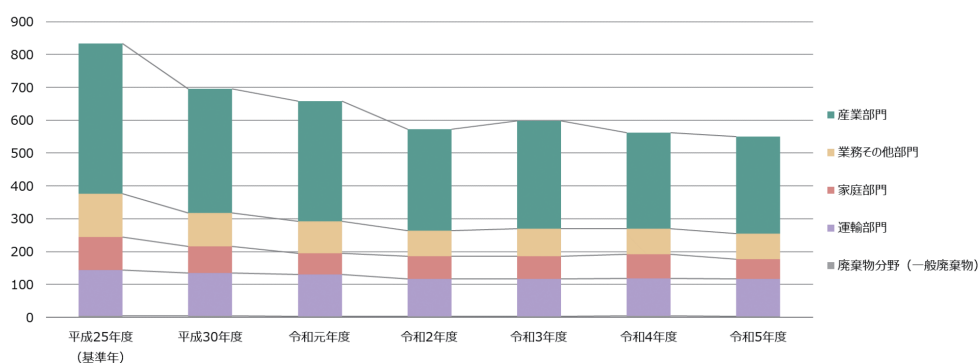
05-02

現状と削減目標

(1) 排出量の現状分析

基準年である平成 25（2013）年度と比べると、三次市の CO₂排出量は、これまでの取組の成果により少しずつ減ってきています。

単位：千t-CO₂



単位：千t-CO₂

部門・分野	部門・分野別CO ₂ 排出量						
	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	833	695	658	573	598	562	550
産業部門	457	378	365	308	327	292	295
製造業	413	351	339	278	297	265	265
建設業・鉱業	5	4	4	3	4	4	3
農林水産業	39	23	23	27	27	24	27
業務その他部門	132	102	97	79	85	77	78
家庭部門	100	81	66	69	68	74	60
運輸部門	140	130	126	114	114	114	113
自動車	136	127	123	111	111	111	111
旅客	64	57	55	48	47	48	47
貨物	72	69	68	63	64	63	63
鉄道	4	3	3	3	3	3	3
船舶	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	4	5	4	3	4	4	4

出典：環境省（自治体排出量カルテ）

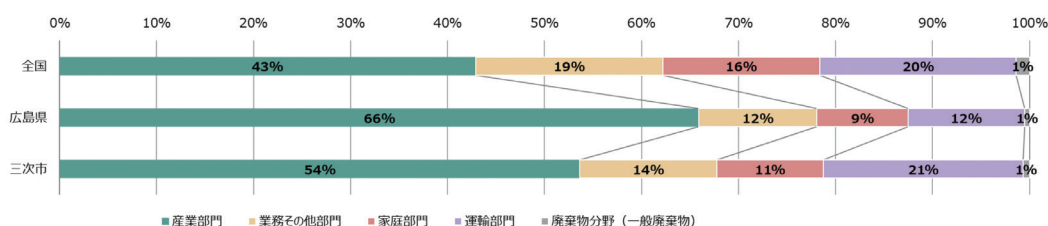


自治体排出量カルテとは

国が、都道府県や市町村ごとのCO₂排出量や再生可能エネルギー導入状況をまとめた資料のこと。

(2) 部門別構成比の特徴

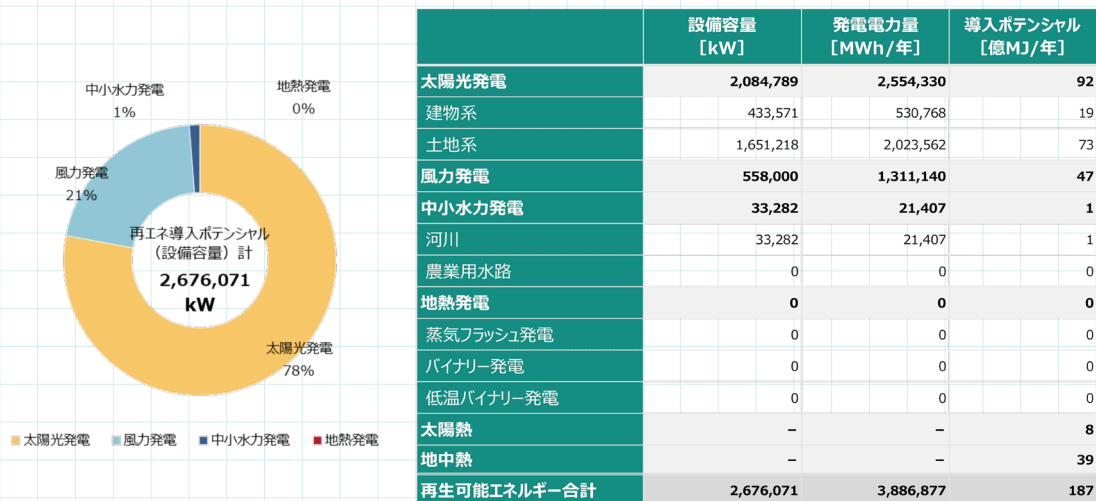
三次市は産業部門（製造業）からの CO₂排出量が約 54%を占めており、これは全国平均と比べて高い割合です。また、三次市は中山間地域であり、自動車での移動が中心であるため、運輸部門（自動車）の排出量が 21%と多くなっています。



出典：環境省（自治体排出量カルテ）

（ 3 ） 再生可能エネルギーの導入状況

「再エネ導入量・ポテンシャル現状把握」データによると、三次市では太陽光発電の導入が進んでいます。また、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス等のポテンシャルが高い状況です。



出典：環境省（自治体排出量カルテ）

（ 4 ） 削減目標と考え方

「三次市地域再生可能エネルギー導入戦略（令和5年度策定）」と同様に、令和12（2030）年度は、平成25（2013）年度と比べてCO₂を53.4%削減することを目標とします。

また、長期的な目標として、令和32（2050）年度のカーボンニュートラル（実質排出量ゼロ）の実現をめざします。

05-03

主な施策

(1) 省エネルギーの推進

脱炭素型の生活スタイルへの転換を促し、日常生活や事業活動などあらゆる場面での省エネルギー化に取り組みます。

施 策	取 組 例
行政・事業者 市民の省エネ	デコ活やサステナみよしの普及啓発・実践
	事業活動における環境配慮行動
	地産地消の推進
	照明設備のLED化
建物の省エネ	ZEB・ZEHの普及
移動手段の省エネ	環境配慮型自動車の導入
	EV充電器の整備
	公共交通機関の利用促進
	エコドライブの普及啓発・実践
その他	カーボンオフセットの導入・検討

(2) 再生可能エネルギー等の導入推進

太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入推進、情報発信に取り組みます。

なお、再エネ事業者は、自然や景観、生活環境との調和や防災面を考え、地域の人たちの理解を得て事業活動を行うことが必要です。

施 策	取 組 例
太陽光発電の 利用拡大	公共施設への太陽光発電の導入
	住宅用太陽光発電の普及
再生可能エネルギーの 導入促進	バイオマス発電の調査検討

（ 3 ） 環境教育・学習の推進

三次市の豊かな自然を守り持続可能な地域社会にしていくため、主体的に取り組むことのできる人材の育成や、身近な実践活動などの普及啓発に取り組めます。

施 策	取 組 例
環境教育・環境活動 の推進	みよし未来環境会議の取組推進
	CO ₂ 地域循環プロジェクトの取組
	学校・地域・職場での出前講座等による啓発
	公衆衛生推進協議会等による環境美化活動
「サステナみよし」の 取組推進	企業・団体等と連携したリユース、リサイクル等の推進
	サステナ・ビズの実践
	エシカル消費活動の普及や食品ロス対策の推進